

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果について

今年も鳥インフルエンザのシーズンを前に、全国一斉に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行いました。

県内の遵守状況確認結果ですが、昨年度に比べ、遵守できていない農場数が増えました。昨シーズン1月以降、国内の鳥インフルエンザの農場発生がない為、危機感が薄れている農場もあるようです。しかしながら、10月には千葉県で採取された野鳥のふん便からH7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、また韓国でも野鳥からの確認が継続しており、日本の養鶏農場へのウイルス侵入リスクは依然高い状況です。飼養衛生管理状況に不備がある農場は、早急に改善しましょう。

特に、遵守率が低い項目は、以下の3つです。

① 出入りする車両の消毒

- 人や車両の出入りに伴ってウイルスが農場に持ち込まれる可能性があります。飼料業者など衛生管理区域（農場）に出入りする車両の消毒や、出入りする人の靴底の消毒（踏込消毒槽の設置等）を行いましょ。う。
- ✧ 消毒ゲートや動力噴霧器による車体・タイヤ消毒が最も効果的です。
- ✧ 困難な場合は、消石灰帯や消毒マット（古い毛布や絨毯等に逆性石鹼を撒く）の設置等で対応しましょ。う。

② 家きん舎ごとの靴の設置

- 家きん舎ごとに専用の長靴に履き替えましょ。う。
- ✧ 家きん舎ごとの入口に、長靴用の棚やコンテナを設置しましょ。う。
- ✧ 小規模農場では、家きん舎ごとの消毒槽に、消石灰をいれ、一緒に長靴を保管している例もあります。管理のし易い方法で取り組みましょ。う。

③ 防鳥ネットの設置・修繕

- 定期的に点検し、不備を見つけた場合には速やかに修繕しましょ。う。
- ✧ 大きな網目のネットが設置してある場合は、網目の小さなネットを併用しましょ。う。鶏舎から少し離して設置すると、修繕しやすいようです。

◎農場へのウイルス侵入防止対策の再度確認をしましょ。う。

◎出来るところから、農場に併せた方法で、早急に改善しましょ。う！

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432